

ARIN prop-266について

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部 中川 香基

ARIN : prop-266

BGP Hijacking is an ARIN Policy Violation

(BGPハイジャックはARINポリシー違反である)

【概要】

BGPハイジャックの違反認定制度の設置

- ARINは自身で監視を行うのではなく、通報制度(ウェブフォーム)を設置し、被害者や観測する第三者からの通報を受け入れる。
- 通報後は専門家チームを結成し、提供される情報から評価を下す。
- 提案は違反の認定行為まででそれに対する罰則規定はありません。

経緯

4/10 ARIN AC(Advisory Council)ミーティング実施
提出中のDraft/Proposalの確認を行う。

4/26議事録の公表

https://www.arin.net/about/welcome/ac/meetings/2019_0410/

提案は"out of scope"ARINの目的対象外として次ステップへの
進行を拒否された。

【ARIN PDP第3部1.2】

<https://www.arin.net/participate/policy/pdp/#1-2-petition-initiation-and-process>

ACに却下された提案に関して、議事録公表から5日以内に10人(全員が各々異なる組織に属する)以上の賛同をPPML上で確認できた場合、次のステップ(ディスカッション)へ移ることができる。

→提案者は議論継続を希望し、PPML上で支持者募集を開始。

激しい議論が起こった。

(要件は満たせず、propのstatusはrejected due to scope(却下のまま)となっている)

ポイント①

- **RIRの権限**

RIRは番号資源を管理する非営利組織であるが法的拘束力を持つ判断や警察権限に準ずるような判断をさせてもいいのか。

(賛成)取締の中核としてRIRに期待。

(反対)RIRの目的は番号資源の管理のみ。対処はRPKIやMANRSで。

- **管轄域外からのハイジャック**

ポリシーの適用は管轄域内のみ。域外からのハイジャックはどうすればよいのか？

→提案者は全RIRでの提案を予定と明言。

→実際に導入されるか？

(RIPEでは先行して議論開始も否定的)

ポイント②

- **BGPハイジャックの認定方法**

専門家チームの選定方法明記されず。

→RIRスタッフが選定？

→選定責任は？業務過多？

そもそも状況がケースごとに異なるBGPハイジャックを正確に判断できる人間なんて存在するの？

- **歴史的アドレスホルダー**

RSA ([Registration Services Agreement](#))を締結していない組織は
ARINポリシーが適用できない！

→使われていない歴史的アドレスホルダーが標的になるのでは？

他人事じゃないですよ！！

提案者は全RIRで提案することを明言。

ARIN,RIPE NCC,LACNICは提案済み。

次は**APNIC**,AFRINICへ...

APNIC Policy SIGやJPOPMで意見をください！

BGPハイジャックはダメ！ゼツタイ！

でもAPNICやJPNICが警察活動等をするのが正し手段なのでしょうか。

BGPハイジャックの対処法とレジストリの在り方を共に考えましょう！

JPNIC BLOGも是非読んでみてください！

BGPハイジャックはポリシー違反になるか？(ARIN PPMLの議論より)

<https://blog.nic.ad.jp/blog/bgp-hijack/>